

イズミヤ株式会社

代表取締役 坂田 俊博 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成24年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ高野店

京都市左京区高野東開町16番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により周辺環境に影響を及ぼす恐れはあるものの、届出内容の変更が必要なほど周辺地域の生活環境への影響が大きいとは言えないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

説明会において早朝の荷さばき作業音及び路上の違法駐車について意見が出されて店舗が対策を講じていることもあるため、騒音及び違法駐車の状態を継続的に調査し状況を把握し、必要に応じて対策の見直し及び追加を行うとともに、今後も、店舗周辺の生活環境への配慮について地域住民とより一層の対話を行うことが望まれます。

また、違法駐車については、設置者が当審議会に提出した違法駐車対策を徹底させるとともに、違法駐車の状態及び近隣店舗駐車場の利用状況について継続的に報告することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の近隣商業地域に立地しており、当該地域の周辺は、南側は道路を隔てて集合住宅、東側は道路を隔てて商業施設、北側は道路を隔てて集合住宅及び店舗、西側は道路を隔てて住宅及び店舗が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、延刻の時期、違法駐車対策、騒音予測、荷さばき作業音等についての意見が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は1件であり、意見の概要は以下のとおりである。

- ・ 説明会の開催が周知不足である。
- ・ 近隣の住民が営業時間を延長してほしくないと言っているのに、なぜ延長するのか。
- ・ 商業振興課のメールアドレスがホームページに記載されていなかったため、記載をお願いする。

### 4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により一日あたりの総来客数が増加し、自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなること及び自動車による来客数が増加することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に影響を及ぼす恐れはあるものの、届出内容の変更が必要なほど周辺地域の生活環境への影響が大きいとは言えないと判断する。

#### (1) 駐輪場の利用者の増加について

朝及び夜間の営業時間の変更であり、ピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### (2) 廃棄物等の排出量の増加について

廃棄物保管施設については、指針の容量以上を確保していること、また、搬入量が増えない計画であり、現状も特に問題が生じていないことから、現行の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

#### (3) 昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の延長に伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも基準値を下回っていることから、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

#### (4) 自動車による来客数が増加することについて

当該店舗は来客用駐車場がなく、店舗周辺に来客による路上駐車がみられるが、当

該変更により、路上駐車が発生する時間帯が延長する恐れがある。

設置者からは、違法駐車対策として、当審議会に対して、（ア）近隣店舗の駐車場に停めて当該店舗を利用する方への駐車サービスの実施、（イ）（近隣店舗の駐車場利用が21時30分までのため、）21時以降の来店は車の利用を控える旨の周知の徹底が報告された。

これらの取組を徹底させることにより、路上での違法駐車をなくすよう取り組むことが望まれる。

なお、説明会において早朝の荷さばき作業音及び路上の違法駐車について意見が出されて店舗が対策を講じていることもあるため、騒音及び違法駐車の状態を継続的に調査し状況を把握し、必要に応じて対策の見直し及び追加を行うとともに、今後も、店舗周辺の生活環境への配慮について地域住民とより一層の対話を行うことが望まれる。

また、違法駐車の状態及び近隣店舗駐車場の利用状況については、継続的に報告することが望まれる。